

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

- 第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各地域のブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

- 第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。
- 2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

- 第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代わって職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策本部等の設置）

- 第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置することができる。
- 2 災害対策本部等の設置及び運営等は、全国知事会会長が別に定める。

（広域応援の実施）

- 第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。
- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
 - 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する応援の要請を行うことができる。

（業務の代行）

- 第6条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、近畿ブロック知事会の幹事県が、前条の広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、近畿ブロック知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、九州地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

- 3 前2項の規定による業務の代行が困難な場合は、災害等による被害の状況等を踏まえ、全国知事会会長が、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長及び副委員長の意見を聴いた上で、広域応援に関する業務を代行する都道府県を決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック別及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

- 2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

- 2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

- 2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する。

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和6年1月1日から適用する。

2 令和3年11月22日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和6年1月31日

全国知事会 会長
宮城県知事 村井 嘉浩

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長
神奈川県知事 黒岩 祐治

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長
静岡県知事 川勝 平太

北海道東北地方知事会 会長
岩手県知事 達増 拓也

関東地方知事会 会長
長野県知事 阿部 守一

中部圏知事会 会長
愛知県知事 大村 秀章

近畿ブロック知事会 会長
福井県知事 杉本 達治

中国地方知事会 会長
島根県知事 丸 山 達 也

四国知事会 常任世話人
徳島県知事 後藤田 正 純

九州地方知事会 会長
熊本県知事 蒲 島 郁 夫

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定等)

第2条 協定第3条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、次表を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック幹事県の間で協議のうえ、決定する。

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県 長野県 三重県	中部圏知事会
福井県 滋賀県	近畿ブロック知事会
鳥取県 山口県	中国地方知事会
徳島県	四国知事会

- 2 各ブロックの幹事県は、幹事県を定めたとき又は変更したときは、全国知事会に報告するものとする。
- 3 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第3条 協定第7条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第4条 協定第7条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事から、被災県の知事に請求する。

(その他)

第5条 その他、協定及び協定実施細目の実施に関して必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和2年12月1日から適用する。

2 平成30年11月9日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和3年11月22日から適用する。

2 令和2年12月1日から適用した実施細目は、これを廃止する。

全国知事会災害対策本部等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定第4条第2項の規定に基づき、全国知事会災害対策本部等の設置及び運営等についての必要な事項を定める。

(災害対策都道府県連絡本部の設置)

第2条 事務総長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進めるため、別に定める基準により、臨時に全国知事会災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

2 事務総長は、前項に規定する場合のほか、必要と認めるときは、臨時に連絡本部を設置することができる。

3 事務総長は、前2項の規定により連絡本部を設置したときは、その旨を各都道府県知事に通知する。

(連絡本部の組織及び事務・情報連絡室の設置)

第3条 連絡本部は、事務総長を本部長、事務局次長を副本部長、事務局の各部長を本部員とし、その他事務局職員により構成する。

2 連絡本部は、被災県及び被災県の所属するブロックの幹事県並びに国等の関係団体から、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る調整を行う。

3 連絡本部は、収集した被災情報等について、必要に応じて、各都道府県に連絡を行う。

4 事務総長は、連絡本部の設置に至らない場合において、情報収集を行う必要があるときは、調査第二部に情報連絡室を設置する。

(連絡本部の廃止)

第4条 事務総長は、被災県への広域応援（短期）が終了し、かつ被災県の応急対策が終了した場合には、連絡本部を廃止する。

2 第2条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(情報連絡員の派遣)

第5条 事務総長は、連絡本部を設置した場合において、被災県での情報収集等が必要と認めるときは、被災県に情報連絡員（リエゾン）を派遣することができる。

2 事務総長は、情報連絡員の派遣に、危機管理・防災特別委員会委員長県及び副委員長県等の協力を得ることができる。

3 情報連絡員は、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る連絡調整を行う。

(緊急広域災害対策本部の設置)

第6条 会長は、複数の都道府県において甚大な被害が見込まれる大規模・広域災害が発生した場合、臨時に全国知事会緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 会長は、前項に規定する場合のほか、必要と認めるときは、臨時に対策本部を設

置することができる。

- 3 事務総長は、前2項の規定により対策本部が設置された場合において、当該災害に係る連絡本部を設置していないときには、連絡本部を設置する。
- 4 第2条第3項の規定は、前3項の場合に準用する。

(対策本部の組織)

第7条 対策本部は、会長を本部長、危機管理・防災特別委員会委員長を副本部長とし、各ブロック幹事県知事及び危機管理・防災特別委員会副委員長を本部員として構成する。

- 2 対策本部において、本部長に事故がある場合は、副本部長がその事務を代行する。
- 3 対策本部の本部長は、第1項に規定する本部員以外の知事について、必要に応じて対策本部への参画を求めることができる。

(対策本部の事務)

第8条 対策本部は、連絡本部を指揮し、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進める。

- 2 対策本部の本部長は、必要と認めるときは、全国知事会緊急広域災害対策本部会議（以下「対策本部会議」という。）を開催することができる。
- 3 対策本部会議は、対策本部の本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が議長となる。
- 4 対策本部の本部長は、必要と認めるときは、本部員以外の知事に対策本部会議への出席を求めることができる。

(対策本部の廃止)

第9条 会長は、今後の被害の発生又は拡大が見込まれず、各都道府県の災害対策本部体制が縮小され、ブロック幹事県から新たな広域応援（短期）の要請が見込まれない場合には、対策本部を廃止する。

- 2 第2条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(その他)

第10条 その他、全国知事会災害対策本部等の設置及び運営等に関して定めのない事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この要綱は、令和3年11月22日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定

(趣旨)

- 第 1 条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条の 2、第 8 条第 2 項第 12 号及び第 74 条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態に準用する。

(連絡担当部局)

- 第 2 条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

(カバー道県の設置)

- 第 3 条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第 3 条第 4 項に規定するカバー（支援）県（以下「カバー道県」という。）については、大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定実施細目（以下「実施細目」という。）で定めるものとする。
- 2 カバー道県は、被災道県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

(幹事道県等)

- 第 4 条 全国協定第 3 条第 1 項に規定する幹事県（以下「幹事道県」という。）及び同条第 6 項に規定する幹事代理県（「副幹事道県」という。）は、実施細目で定める。
- 2 幹事道県は、全国協定第 3 条第 5 項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会等に対する広域応援の要請を行うものとする。
- 3 副幹事道県は、幹事道県を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 副幹事道県にも事故があるときの職務の代理順序は、実施細目で定める。

(連絡調整員の派遣)

第5条 カバー道県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

2 被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

(応援の内容)

第6条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの幹旋その他被災道県が必要とする支援とする。ただし、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき支援することが国の応援職員確保調整本部により決定された業務を除く。

(応援の要請)

第7条 被災道県は、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー道県又は幹事県へ応援の要請を行うものとする。

2 被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (5) 応援期間（見込みを含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

(応援の自主出動)

第8条 カバー道県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

2 カバー道県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり幹事道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。

3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定による被災道県からの要請があったものとみなす。

(応援現地本部の設置)

第9条 カバー道県は、第7条第1項又は前条第2項に基づく応援の要請があったときは、被災道県に応援現地本部を置く。

2 カバー道県は、前項の規定により応援現地本部を設置したときは、速やかに幹事

道県へ報告する。

- 3 応援現地本部は、被災道県の現地において、主に次の役割を担う。
 - (1) 応援のニーズの把握
 - (2) 国及び全国知事会その他の関係機関との連絡調整
 - (3) 幹事道県（次条の規定により広域応援本部が設置された場合にあっては同本部）との連絡調整
- 4 応援現地本部は、カバー道県及び応援を行う他の道県で構成し、カバー道県がその業務を掌理する。

(広域応援本部の設置)

- 第10条 幹事道県は、ブロック内の複数道県が同時被災したときその他の必要があると認めるときは、ブロック内応援及び全国的な広域応援に係る総合調整を行うため、広域応援本部を設置することができる。
- 2 広域応援本部は、原則として幹事道県庁に置く。
 - 3 広域応援本部の本部長は、幹事道県知事をもって充てることとし、本部員は、各道県の防災担当責任者をもって充てる。
 - 4 前項までの規定の他、広域応援本部の設置及び運営に関して必要な事項は、実施細目で定める。

(応援経費の負担)

- 第11条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県と応援道県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
- 2 被災道県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、応援道県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
 - 3 被災道県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした応援道県に対し繰戻しをしなければならない。

(資料の交換)

- 第12条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

- 第13条 道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。
- 2 前項の規定の他、連絡会議の開催に必要な事項は、実施細目で定める。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年11月8日から効力を生ずるものとする。

2 平成7年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

1 この協定は、平成26年10月21日から効力を生ずるものとする。

2 平成19年11月8日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

1 この協定は、令和4年4月1日から効力を生ずるものとする。

2 平成26年10月21日に締結された協定は、これを廃止する。

大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第 2 条 協定第 2 条に規定する連絡担当部局は、別表 1 のとおりとする。

(カバー道県)

第 3 条 協定第 3 条に規定するカバー道県は、別表 2 のとおりとする。

(幹事道県等)

第 4 条 協定第 4 条第 1 項に規定する幹事道県及び副幹事道県は、別表 3 に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする事とし、同条第 4 項に規定する職務の代理順序も同表に定めるところによる。

2 協定第 4 条第 1 項に規定する副幹事道県は、次年度の幹事道県とする。

3 第 1 項の規定に関わらず、災害対応が翌年度に及ぶ場合には、当該災害が発生した時の担当道県が務めるものとする。ただし、次期担当道県との間で協議が整った場合にはこの限りでない。

(ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制)

第 5 条 協定第 9 条第 1 項に規定する情報収集を、迅速かつ的確に行うためのヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は、別表 4 のとおりとする。

2 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県がカバー道県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(応援職員等の表示等)

第 6 条 協定第 5 条に規定する連絡調整員及び被災道県への応援職員（以下「応援職員等」という。）は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

2 被災道県は、応援職員との連絡調整に十分配慮するものとする。

(応援職員等の携行品)

第7条 応援職員等は、災害時等の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

(応援職員等の活動拠点の確保)

第8条 被災道県は、応援職員等が被災道県庁舎において活動する拠点(執務スペース)を確保するものとする。

(応援等状況の報告)

第9条 カバー道県は、協定第5条に基づき派遣した連絡調整員及び協定第9条に基づき設置した応援現地本部の活動について、幹事道県(広域応援本部が設置されているときは同本部。第2項に同じ。)に対し、適宜状況報告を行う。

2 幹事道県は、応援状況の集約を行い、前項で収集した情報等を活用して応援に係る総合的な調整を行う。

(広域応援本部の設置通知等)

第10条 幹事道県は、広域応援本部を設置したときは、道県に通知するとともに、必要に応じ本部員及び事務局員の派遣要請を行う。

(広域応援本部の会議)

第11条 広域応援本部の本部員会議は、本部長が招集し、議長は、本部長をもって充てる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(広域応援本部の事務局)

第12条 広域応援本部の事務局は本部が設置された道県の防災担当部局及び各道県から派遣された連絡調整員が担当する。この場合において、事務局長は、設置道県防災担当者の中から選任する。

(応援に関するガイドラインの策定)

第13条 協定及び実施細目で定めるほか、応援の実施に関し必要な事項は、別にガイドラインを策定し、迅速かつ的確な応援の実現に努めるものとする。

(防災訓練等)

第14条 道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行うものとする。

(応援職員等の派遣に要する経費負担等)

第 15 条 協定第 11 条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定に基づき、応援道県が必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災道県及び応援道県が協議して定める。

（経費の支払方法）

第 16 条 応援道県が、協定第 11 条第 2 項の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 前 5 号に定めるもののほか、業務の提供等については、その実施に要した額
- 2 前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書（関係書類添付）により連絡担当部局を經由して被災道県の知事に請求する。
- 3 前 2 項の規定により難しいときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

（資料の交換）

第 17 条 協定第 11 条に規定する資料の交換は、毎年度、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 33 条の規定に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。

- 2 交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、応援の内容及びその他必要と認める資料とする。

（連絡会議の開催）

第 18 条 協定第 12 条に規定する連絡会議は、必要に応じて随時開催するものとし、その事務処理については、副幹事道県が担当するものとする。

(協定の見直し)

第 19 条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、副幹事道県が担当するものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、平成 19 年 11 月 8 日から施行する。
- 2 平成 11 年 4 月 1 日の実施細目は、これを廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、平成 26 年 10 月 21 日から施行する。
- 2 平成 19 年 11 月 8 日の実施細目は、これを廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細目は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 10 月 21 日の実施細目は、これを廃止する。

(経過措置)

- 1 第 4 条の規定に基づく別表 3 に定める幹事道県等の持ち回り順序は、令和 6 年 4 月 1 日から適用し、幹事道県を岩手県から始める。
- 2 前項の適用までの間、令和 4 年度は、幹事道県を青森県、副幹事道県を北海道とし、令和 5 年度は、幹事道県を北海道、副幹事道県を岩手県とする。

別表 1

道県名	部局名	課名	無線電話	通常時の連絡先		災害対策本部等の 体制時の連絡先
				N T T 電話 (直通)	夜間・休日の連絡先	
北海道	総務部 危機対策局	危機対策課	01-11	011-204-5008 (防災) 011-204-5014 (国民保護) F A X 011-231-4314	同左又は 011-231-3398 (当直室)	011-204-5007 F A X 011-231-4314
青森県	危機管理局	防災危機管理課	02-221	017-734-9088 (防災) 017-734-9181 (国民保護) F A X 017-722-4867	同左 (夜間休日常駐員から 当番職員へ連絡)	017-773-6866 F A X 017-773-6921
岩手県	総務部	総合防災室	03-16	019-629-5155 (防災及び国民 保護) F A X 019-629-5174	同左 (宿日直職員から当 番職員へ連絡)	019-629-5155 F A X 019-629-5174
宮城県	総務部	危機対策課	04-8- 2375	022-211-2375 (防災) 022-211-2382 (国民保護) F A X 022-211-2398	同左又は 022-211-3161 (防災センター警備員か ら当番職員へ連絡)	022-211-2375 F A X 022-211-2398
秋田県	総務部	総合防災課	05-11	018-860-4563 (防災) 018-860-4562 (国民保護) F A X 018-824-1190	同左	018-860-4500 F A X 018-860-4530
山形県	防災く らし安 心部	防災危機管理課	06-531	023-630-2231 (防災) 023-630-2654 (国民保護) F A X 023-633-4711	同左又は 023-630-2754 (宿日直職員から当番職 員へ連絡)	023-630-3142 ～3145 F A X 023-630-3140 3141
福島県	生活環 境部	災害対策課	07-61	024-521-7194 (防災) 024-521-7641 (国民保 護) F A X 024-521-7920	同左又は 024-521-7821 (警備員から当番職員へ 連絡)	024-521-1903 024-521-1907 F A X 024-521-1958
新潟県	防災局	危機対策課	15-11	025-282-1638 (防災) 025-282-1636 (国民保護) F A X 025-282-1640	同左又は 025-285-5511 (警備員から当番職員へ 連絡)	025-282-1638 (防災) 025-282-1636 (国民保護) F A X 025-282-1640

別表 2 カバー道県

被災道県名	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
-------	--------	--------	--------

北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

別表3 幹事道県等の持ち回り順序

順 番	道県名
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	新潟県

※1 副幹事道県は、翌年度の幹事道県担当道県が務めることとし、幹事道県に事故があるときは、その職務を代理する。

※2 副幹事道県に事故があるときは、副幹事道県の次の順番の道県がその職務を代理する。

※3 幹事道県と副幹事道県のいずれにも事故があった場合は、副幹事道県の次の番号以降の道県で、番号の若い順に幹事道県、副幹事道県をそれぞれ代理するものとする。

別表4 ヘリコプターによる緊急被災情報収集体制

被災道県名	正	副
北海道	青森県	岩手県
青森県	北海道	秋田県
岩手県	秋田県	北海道
宮城県	山形県	福島県
秋田県	岩手県	青森県
山形県	宮城県	新潟県
福島県	新潟県	宮城県
新潟県	福島県	山形県

防災上の連携・協力に関する協定

この協定は、大規模災害時に備え、新潟県及び山形県（以下「両県」という。）共通の防災上の課題に対処するとともに、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく相互応援の迅速かつ円滑な遂行に寄与するために、平常時における両県の連携・協力の推進に必要な基本的事項について定めるものとする。

第1 防災情報の共有化の推進

両県は、防災に関する基礎情報及び防災対策施策に関する情報を共有するとともに、防災行政無線、防災情報システム等の活用により災害情報の共有体制を構築するものとする。

第2 政策検討等の共同実施

両県は、日本海沿岸の震災対策など防災上の共通課題に対し協力して対処するため、政策の検討、国への提言等を共同で行うものとする。

第3 相互交流の推進

両県は、相互に総合防災訓練等への視察又は参加等を行うとともに、関係部局間における意見交換等を推進するものとする。

また、両県は、大規模災害時における連携・協力体制を充実・強化するため、両県管内の市町村、民間企業、NPO、関係団体等の防災関係機関相互の連携・協力体制の整備促進を図るものとする。

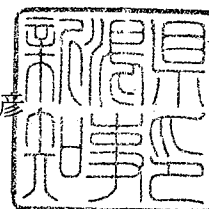
第4 物資・資機材等の提供体制の整備

両県は、大規模災害時に備え、食料品、飲料水、毛布等の生活必需物資の備蓄や防災資機材等の整備を推進するとともに、災害時の提供体制の整備を推進するものとする。

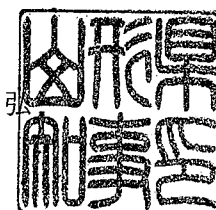
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両県がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年2月24日

新潟市新光町4番地1
新潟県知事 泉田 裕彦



山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 齋藤 弘



防災上の連携・協力に関する協定

この協定は、大規模災害時に備え、宮城県及び山形県（以下「両県」という。）が、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」（以下「8道県相互応援協定」という。）に基づく相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、平常時における両県の防災上の連携・協力の推進に関する基本的事項について定めるものとする。

第1 円滑な応援調整体制の整備

両県は、大規模災害時において、相互協力のもと迅速かつ円滑に応急措置を実施するため、常時連絡が可能な体制を整備する。

また、8道県相互応援協定の規定に基づき大規模災害時に、被災地の情報収集を迅速・円滑に行い、適切な応援調整を実施するため、連絡調整や応援支援のための計画を作成する。

第2 防災情報の共有化の推進

両県は、防災に関する基礎情報及び防災対策施策に関する情報を共有するとともに、防災行政無線、防災情報システム等の活用による災害情報の共有体制の構築について検討する。

第3 相互交流の推進

両県は、大規模災害の発生に備え、合同訓練の開催や総合防災訓練、図上訓練等への相互参加を推進するとともに、関係部局間における意見交換等を推進する。

また、両県は、大規模災害時における連携・協力体制を充実・強化するため、両県管内の市町村、民間企業、NPO、関係団体等の防災関係機関相互の連携・協力体制の整備を促進する。

第4 物資・資機材等の迅速な提供体制の整備

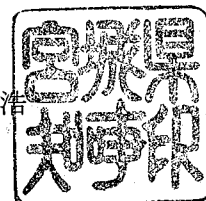
両県は、大規模災害時に備え、食料品、飲料水、毛布等の生活必需物資の備蓄や防災資機材等の整備を推進するとともに、災害時に迅速な提供が行えるよう体制の整備を図る。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両県がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年12月26日

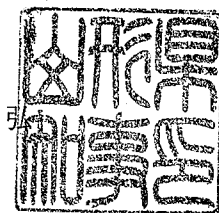
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県知事 村井嘉浩



山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 齋藤



防災上の連携・協力に関する協定

この協定は、大規模災害時に備え、福島県及び山形県（以下「両県」という。）が、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく相互応援を迅速かつ円滑に遂行するとともに、両県に共通する防災上の課題に対処するため、平常時における両県の防災上の連携・協力の推進に関する基本的事項について定めるものとする。

第1 連絡体制の整備

両県は、大規模災害時において、相互協力のもと迅速かつ円滑に応急措置を実施するため、常時連絡が可能な体制を整備する。

第2 防災情報の共有化の推進

両県は、防災に関する基礎情報及び防災対策施策に関する情報を共有するとともに、防災行政無線、防災情報システムの活用による災害情報の共有体制の構築について検討する。

第3 相互交流の推進

両県は、大規模災害の発生に備え、総合防災訓練、図上訓練等への相互参加を推進するとともに、関係部局間における意見交換等を推進する。

また、両県は、大規模災害時における連携・協力体制を充実・強化するため、両県管内の市町村、民間企業、NPO、関係団体等の防災関係機関相互の連携・協力体制の整備を促進する。

第4 緊急物資等の迅速な提供体制の整備

両県は、大規模災害時に備え、食料品、飲料水、毛布等の生活必需物資の備蓄を推進するとともに、災害時に迅速な提供が行えるよう体制の整備を図る。

第5 共通課題の検討

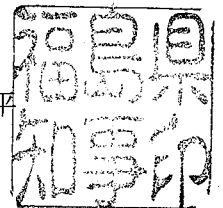
両県は、雪害対策など共通する防災上の課題について、相互に協力し対処するため、情報交換・研究会等を実施し対応を検討する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両県がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年2月19日

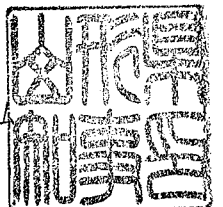
福島県福島市杉妻町2番16号

福島県知事 佐藤 雄平



山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 齋藤 弘



防災上の連携・協力に関する協定

この協定は、大規模災害時に備え、秋田県及び山形県（以下「両県」という。）が、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく相互応援を迅速かつ円滑に遂行するとともに、両県に共通する防災上の課題に対処するため、平常時における両県の防災上の連携・協力の推進に関する基本的事項について定めるものとする。

第1 連絡体制の整備

両県は、大規模災害時において、相互協力のもと迅速かつ円滑に応急措置を実施するため、常時連絡が可能な体制を整備する。

第2 防災情報の共有化の推進

両県は、防災に関する基礎情報及び防災対策施策に関する情報を共有するとともに、防災行政無線、防災情報システムの活用による災害情報の共有体制の構築について検討する。

また、幹線道路や鉄道の寸断など、両県民の生活に影響のある災害に関する情報を相互に提供し、共有する体制を整備する。

第3 相互交流の推進

両県は、大規模災害の発生に備え、総合防災訓練、図上訓練等への相互参加を推進するとともに、関係部局間における意見交換等を推進する。

また、両県は、大規模災害時における連携・協力体制を充実・強化するため、両県管内の市町村、民間企業、NPO、関係団体等の防災関係機関相互の連携・協力体制の整備を促進する。

第4 緊急物資等の迅速な提供体制の整備

両県は、大規模災害時に備え、食料品、飲料水、毛布等の生活必需物資の備蓄や防災資機材等の整備を推進するとともに、災害時に迅速な提供が行えるよう体制の整備を図る。

第5 政策検討等の共同実施

両県は、日本海沿岸の震災対策など防災上の共通課題に対し協力して対処するため、政策の検討、国への提言等を共同で行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両県がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年5月29日

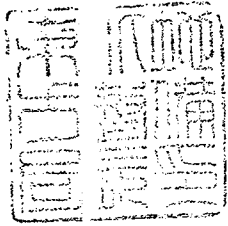
秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 寺田典城

山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 齋藤 弘





防災関連情報の受配信に関する協定書

国土交通省東北地方整備局長(以下、「甲」という。)と山形県知事(以下、「乙」という。)は、光ファイバによる情報の受配信に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が保有する防災に係る情報等を相互共有し、両者が提供された情報を活用することにより災害対処等に役立てることを目的とする。

(受配信内容)

第2条 甲及び乙が相互に受配信する情報は、次のとおりとし、詳細を別に定めるものとする。

なお、その他の必要な情報がある場合については、提供側の了解を得るものとする。

- (1) 地上カメラ画像
- (2) 現地災害カメラ画像

(対象区域等)

第3条 本協定に係る対象区域は、山形県内及び隣接する地域とし、以下の範囲で活用するものとする。

- (1) 東北地方整備局管内、国土交通省
- (2) 山形県

(費用負担)

第4条 甲及び乙が第2条に掲げる情報を受配信するために必要な費用については、各々が負担するものとし、責任分界点については別に定めるものとする。

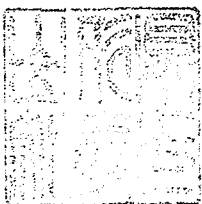
(提供された情報の利用等)

第5条 甲及び乙は、提供を受けた情報を第3条で示す範囲のみで活用するものとし、情報提供側の許可を得ないで外部に提供してはならない。

(有効期限)

第6条 この協定の有効期間は、平成20年 3月31日とする。

但し、期間満了1ヶ月前において、甲、乙いずれからも改廃の意思表示がない場合は、この協定の期間を更に1年間延長することとし、以後もこの例によるものとする。



(協議)

第7条 この協定に定めた事項を変更しようとするとき、または、この協定に定めない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

以上、協定の証として本書二通を作成し、甲、乙押印のうえ、各自一通を保有するものとする。

平成19年 3月 13日

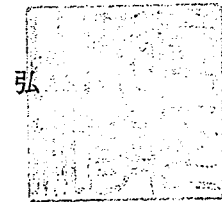
甲 国土交通省東北地方整備局長

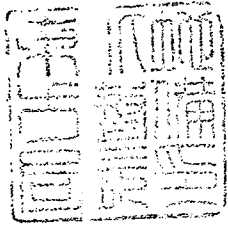
坪香



乙 山形県知事

齋藤





防災関連情報の受配信に関する協定書

国土交通省東北地方整備局長(以下、「甲」という。)と山形県知事(以下、「乙」という。)は、光ファイバによる情報の受配信に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が保有する防災に係る情報等を相互共有し、両者が提供された情報を活用することにより災害対処等に役立てることを目的とする。

(受配信内容)

第2条 甲及び乙が相互に受配信する情報は、次のとおりとし、詳細を別に定めるものとする。

なお、その他の必要な情報がある場合については、提供側の了解を得るものとする。

- (1) 地上カメラ画像
- (2) 現地災害カメラ画像

(対象区域等)

第3条 本協定に係る対象区域は、山形県内及び隣接する地域とし、以下の範囲で活用するものとする。

- (1) 東北地方整備局管内、国土交通省
- (2) 山形県

(費用負担)

第4条 甲及び乙が第2条に掲げる情報を受配信するために必要な費用については、各々が負担するものとし、責任分界点については別に定めるものとする。

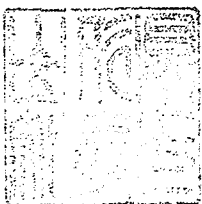
(提供された情報の利用等)

第5条 甲及び乙は、提供を受けた情報を第3条で示す範囲のみで活用するものとし、情報提供側の許可を得ないで外部に提供してはならない。

(有効期限)

第6条 この協定の有効期間は、平成20年 3月31日とする。

但し、期間満了1ヶ月前において、甲、乙いずれからも改廃の意思表示がない場合は、この協定の期間を更に1年間延長することとし、以後もこの例によるものとする。



(協議)

第7条 この協定に定めた事項を変更しようとするとき、または、この協定に定めない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

以上、協定の証として本書二通を作成し、甲、乙押印のうえ、各自一通を保有するものとする。

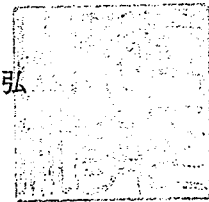
平成19年 3月 13日

甲 国土交通省東北地方整備局長
坪香 伸



乙 山形県知事

齋藤 弘



災害派遣（緊急患者空輸）の実施に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第6師団（以下「乙」という。）は、災害派遣（緊急患者空輸）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自衛隊法第83条第1項及び同条第2項に基づく災害派遣による緊急患者空輸（以下「緊急患者空輸」という。）を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（平素からの連携等）

第2条 甲及び乙は緊急患者空輸に適切に対応できるよう、平素から意見の交換、情報の交換等の連携を実施するものとする。

（緊急性等の確認）

第3条 甲は、乙に対し緊急患者空輸を要請するに先立ち、救命のため、患者の容体及び医師、看護師、准看護師、救急救命士又は助産師（以下「医師等」という。）の意見を聴取したうえ緊急性の有無、他の手段による速やかな輸送の可否等を確認するものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲が緊急患者空輸を要請しようとする場合には、乙に対して、文書をもってするものとする。ただし、緊急を要する場合には、電信又は電話によることができる。

2 前項ただし書きの場合においては、甲は事後において速やかに乙に対して文書を提出するものとする。

3 甲は第1項の要請において、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 要請担当者の職、氏名、電話番号
- (2) 現地担当者の職、氏名、電話番号
- (3) 患者の氏名、性別、年齢、住所
- (4) 患者の症状及び医師等の判断（特に緊急患者空輸の必要性に関する判断、感染症等に関する情報、緊急患者空輸に際し運航上の配慮を要する事項等）
- (5) 緊急患者空輸を要請する区間（離着陸場所、経路等）人数
- (6) 使用する医療器材の種類、個数、重量、寸法
- (7) 緊急患者空輸で付添人を要する場合は、人数、氏名、性別、年齢、患者との関係
- (8) その他参考となるべき事項

- 4 前項第5号の緊急患者空輸を要請する区間については、実施時期又は気象若しくは使用航空機等の状況により、活用する離着陸場所等を甲乙間の協議により変更できるものとする。
- 5 緊急患者空輸の到着地を甲外の都道府県に設定する場合、または、前項により到着地が甲外の都道府県に変更される場合、到着地における患者の引渡しに係る調整は甲が実施するものとする。

(医師等の搭乗)

- 第5条 甲は、原則として、緊急患者空輸の実施に際して医師を搭乗させるものとする。ただし、医師の人数が限られている場合その他正当な事由がある場合は、看護師、准看護師、救急救命士又は助産師をもって代えることができる。
- 2 甲は、やむを得ない場合、乙と協議のうえ航空機に医師等を搭乗させないことができる。
 - 3 甲は、医師等を搭乗させなかった際に、輸送中に患者に適切な処置ができず、これによって事故等が生じたときは、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、乙に責任はないことを確認する。

(派遣の判断)

- 第6条 乙は、緊急患者空輸の要請を受けた場合は、要請の内容に基づいて緊急患者空輸の可否について判断し、緊急患者空輸の必要性を認めた場合は、要請を受理するものとする。ただし、気象状況の急変等により緊急患者空輸の実施が困難と判断した場合は、要請を受理した後であっても当該緊急患者空輸を中断又は中止することができる。この際、乙は、速やかに甲に対して、その旨を通知するものとする。

(通知)

- 第7条 乙は、緊急患者空輸を実施する場合は、速やかに甲に次の事項を通知するものとする。
- (1) 使用航空機の機種・派遣人員
 - (2) 実施部隊の運航予定区間、運航予定時刻等
 - (3) 緊急患者空輸に際して準備を要する事項

(情報の交換)

- 第8条 甲及び乙は、緊急患者空輸の実施に際して必要な局地気象情報等、各種情報を迅速的確に把握し、相互に絶えず情報の交換を行うものとする。

(医師等の輸送)

- 第9条 医師等及び付添人の帰路の輸送は、行わないものとする。

(関係機関との協議)

第10条 甲及び乙は、緊急患者空輸の実施に係る関係機関と協議のうえ、関係機関との連絡方法など必要な事項を定めるものとする。

(離着陸訓練)

第11条 甲及び乙は、平素から病院等における離着陸訓練を調整・実施し、緊急患者空輸の実効性向上に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項を決定する必要がある場合は、その都度、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

第13条 乙の緊急患者空輸の実施に際して発生した航空事故による患者等の損害賠償については、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、甲がこれを負担する。

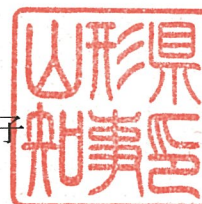
附 則

この協定は、令和3年3月22日から施行する。

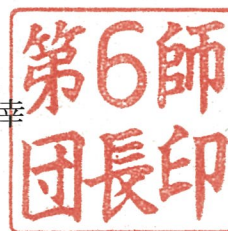
この協定を締結した証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月22日

甲 山形県
山形県知事 吉村 美栄子



乙 陸上自衛隊第6師団
第6師団長 蛭川 利幸



山形県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定

山形県と気象庁は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 27 条及び気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 11 条に基づき共同して作成・発表する土砂災害警戒情報に関する業務を実施するため、次のとおり協定を締結する。

また、本協定を円滑に運用するため「実施要領」を別に定める。

1. 土砂災害警戒情報の発表対象地域及び発表作業担当部署

土砂災害警戒情報の発表対象地域及び発表作業担当部署は、次の表のとおりとする。

発表対象地域（市町村）	発表作業担当部署
三川町を除く山形県内 34 市町村	山形県県土整備部 気象庁山形地方気象台

2. 土砂災害警戒情報に関する業務の作業場所及び連絡先

第 1 項に示す発表作業担当部署は、それぞれの庁舎内に作業場所を定めて土砂災害警戒情報に関する業務を行うものとし、相互の連絡が確実に実施できるよう実施要領に定めるものとする。

3. 土砂災害警戒情報に関する業務を行う際の資料の交換等

第 1 項に示す発表作業担当部署間の資料の交換は、オンラインで接続された情報処理システムを用いるものとし、交換する資料の種類は、実施要領に定めるものとする。

4. 土砂災害警戒情報に関する作業の開始及び終了

土砂災害警戒情報の作業の開始及び終了については、実施要領に定めるものとする。

5. 土砂災害警戒情報の発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、実施要領に定めるものとする。

6. 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、第 1 項に示す発表作業担当部署が共同して発表するものとし、発表形式等については、実施要領に定めるものとする。

7. 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達先及び伝達方法は、実施要領に定めるものとする。

8. 情報処理システム等障害時の措置

第 3 項に示す情報処理システム等の障害時における土砂災害警戒情報の作業の要領については、実施要領に定めるものとする。

9. その他

土砂災害警戒情報に関する業務の実施に関し、本協定の内容を変更する必要がある場合、または、本協定に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議するものとする。

10. 附則

本協定の沿革は次のとおりである。

締 結 平成 18 年 9 月 1 日

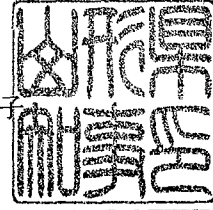
一部改正 平成 26 年 5 月 26 日

一部改正 平成 27 年 3 月 31 日

平成27年 3月3日

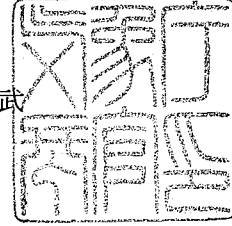
山形県知事

吉村 美栄子



気象庁長官

西出 則武



東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、東北地域の各工業用水道事業者（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害により被災し、当該被災をした協定事業者（以下「被災事業者」という。）が独力では緊急の復旧対応が困難な場合において、被災事業者からの要請により、他の協定事業者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事業者)

第2条 前条に規定する協定事業者は次のとおりとする。

圏域	協定事業者
青森県	青森県
	六ヶ所村
岩手県	岩手県
	一関市
宮城県	宮城県
	村田町
秋田県	秋田県
	大館市
山形県	山形県
	東根市
	小国町
福島県	福島県
	いわき市
	白河市
	南相馬市
	西郷村
	双葉地方水道企業団

(応援体制の整備)

第3条 東北地域に及ぶ地震等の大規模な災害が発生した場合、被災しなかった協定事業者（以下、「応援事業者」という。）は、応援の要請に備え、応援活動を速やかに実施できる体制を執るものとする。

(応援主管事業者及び応援副主管事業者)

第4条 応援活動を迅速かつ円滑に遂行するため、主たる応援事業者（以下、「応援主管事業者」という。）及び、応援主管事業者が被災した場合に代わってその業務を遂行する応援事業者（以下、「応援副主管事業者」という。）を実施細則により定める。

(応援の要請等)

第5条 被災事業者は、他の協定事業者から応援を受けようとするときは、実施細則に定めるところにより、応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援の要請を受けた応援主管事業者は、現地に赴き速やかに応援事業者と協力して被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。ただし、現地に赴かずとも業務が遂行できる場合はこの限りではない。

3 通信途絶等により被災事業者から第1項の規定に基づく要請がない場合には、応援主管事業者は応援事業者と連携し、被災状況、応援の適否等必要な情報収集を行うものとする。

4 前項の情報から被害が甚大であると判断され、かつ被災事業者との連絡ができない場合には、応援主管事業者及び応援事業者は、自主的に応援活動を実施するものとする。

5 前項の応援活動は、被災事業者から第1項の規定に基づく応援の要請があったものとみなす。

(応援活動の内容)

第6条 応援活動の内容は、緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 物資及び資材の提供
- (3) その他被災事業者からの要請のあった事項

(物資等の携行)

第7条 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、実施細則に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。

(情報の交換)

第8条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等の必要な情報を、実施細則に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援活動に要した経費は、実施細則に定めるところにより原則として被災事業者の負担とする。

- 2 応援事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の移動途中において生じたものについては応援事業者が、それぞれ賠償の責めを負う。
- 3 被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、応援事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。
- 4 応援事業者の職員の派遣に要する経費については、応援事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費及び諸手当の額をもって定めるものとする。

(公務災害補償に関する請求手続き)

第10条 応援事業者が派遣した職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続きは、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書等に基づいて、応援事業者が行うものとする。

(関係機関等との連携)

第11条 この協定に基づく応援活動を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、一般社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努めるものとする。

(連絡会議の開催等)

第12条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、毎年1回以上定期又は随時に連絡会議を開催するものとする。

(訓練)

第13条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(他の協定との関係)

第14条 この協定は、協定事業者が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第15条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、実施細則に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第16条 この協定は、令和4年10月1日から施行する。

附則

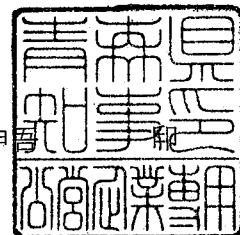
1 令和4年3月7日に締結された「東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定」は、これを廃止する。

この協定を締結したことを証するため、この本書17通を作成し、関係者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年 9月**26**日

青森県知事

三村 申



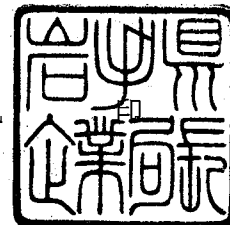
六ヶ所村長

戸田 衛

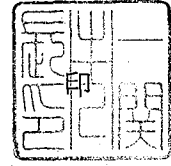


岩手県企業局長

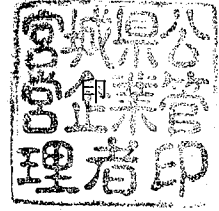
森 達也



一関市長 佐藤 善仁



宮城県公営企業管理者 佐藤 達也



村田町長 大沼 克巳



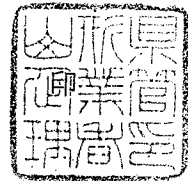
秋田県知事 佐竹 敬久



大館市長 福原 淳嗣



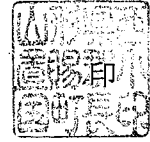
山形県企業管理者 沼澤 好徳



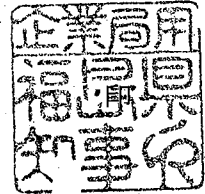
東根市長 土田 正剛



小国町工業用水道事業者 小国町長 仁科 洋一



福島県知事 内堀 雅雄



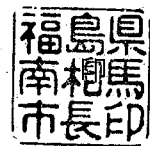
いわき市水道事業管理者 上遠野 裕之



白河市市長 鈴木 和夫



南相馬市長 門馬 和夫

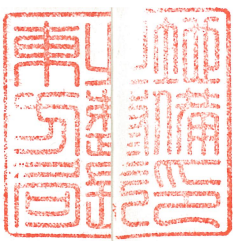


西郷村上下水道事業 西郷村長 高橋 廣志



双葉地方水道企業団企業長 松本 幸英





東北地方における災害等の相互応援に関する協定

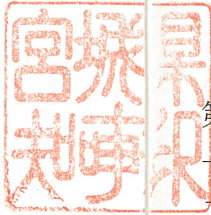


国土交通省東北地方整備局（以下「東北地方整備局」という。）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、仙台市及び東日本高速道路株式会社東北支社（以下「構成機関」という。）は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合の相互応援をより円滑に行うために、次のとおり協定を締結する。



（目的）

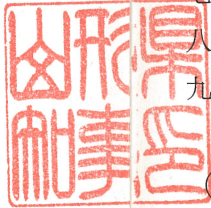
第1条 この協定は、構成機関が所管する区域内において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合の相互応援の内容を定め、もって災害等の拡大の防止と被災施設の早期の応急復旧に資することを目的とする。



（応援内容）

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を含む。）
- 二 構成機関への職員の派遣
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧資機材の貸し付け
- 五 構成機関が保有する通信機器等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 構成機関が関係団体等に対し要請が必要な場合の協力
- 八 必要最小限の災害等緊急対応
- 九 その他必要と認められる事項



（災害等状況調査並びに連絡）

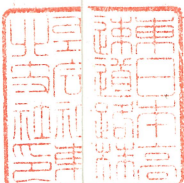
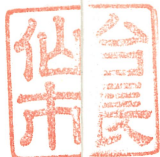
第3条 災害等が発生し、被災した構成機関が、本協定により他の構成機関からの応援を要請する場合は、その内容を東北地方整備局に連絡するものとする。



2 東北地方整備局は、被災した構成機関から上記の連絡があった場合、その内容を他の構成機関に連絡するものとする。

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要する構成機関は、第2条に定める応援内容を明らかにし、口頭もしくは電話により応援を要請し、後日、応援した構成機関に対し、速やかに文書で応援要請手続きを行うものとする。



(応援要請によらない応援)

第5条 災害等が発生し、被災による連絡不能又は災害等に伴う進行性のある災害等の発生により、被災した構成機関から応援の要請はないが、特に緊急を要し応援の要請を待ついとまがないと認められる場合においては、前条の規定にかかわらず、構成機関は第2条の規定に関し独自の判断により応援できるものとする。

(応援の実施)

第6条 第4条の規定により応援要請を受けた場合もしくは前条の規定により応援の判断をした場合、構成機関は可能な限り相互に協議のうえ、応援を行うものとする。

(応援の終了)

第7条 前条の応援の終了については、現地の状況等を踏まえ、構成機関が相互に協議のうえ終了するものとする。

(費用負担)

第8条 第4条及び第5条に基づく第2条第2号から第9号までの応援に要する費用は、応援を受けた構成機関の負担とする。ただし、別に定める場合及び応援を受けた構成機関と応援を行った構成機関で協議した結果、合意が得られた場合についてはこの限りではない。

(他の協定等との関係)

第9条 この協定は、構成機関が既に締結している他の相互応援協定等による応援及び新たな相互応援協定等を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、構成機関が協議して定めるものとする。

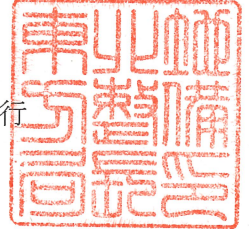
2 この協定の実施に関し必要な事項は、別途、定めるものとする。

付則

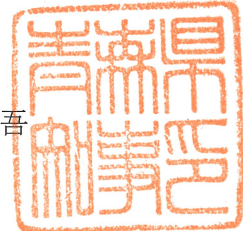
- 1 平成 21 年 3 月 26 日に締結された「東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申合せ」は、これを廃止する。

平成 31 年 3 月 25 日

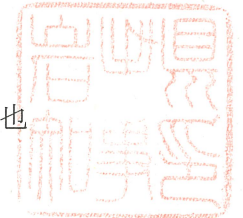
国土交通省
東北地方整備局長 高田 昌行



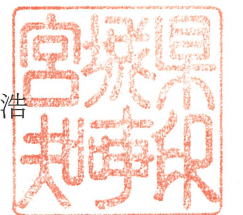
青森県知事 三村 申吾



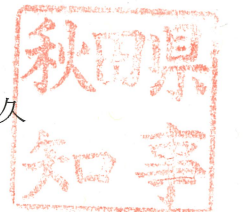
岩手県知事 達増 拓也



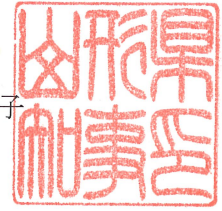
宮城県知事 村井 嘉浩



秋田県知事 佐竹 敬久



山形県知事 吉村 美栄子



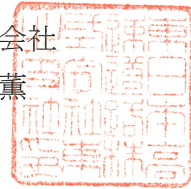
福島県知事 内堀 雅雄



仙台市長 郡 和子



東日本高速道路株式会社
東北支社長 松崎 薫



災害派遣（緊急患者空輸）の実施に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第6師団（以下「乙」という。）は、災害派遣（緊急患者空輸）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自衛隊法第83条第1項及び同条第2項に基づく災害派遣による緊急患者空輸（以下「緊急患者空輸」という。）を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（平素からの連携等）

第2条 甲及び乙は緊急患者空輸に適切に対応できるよう、平素から意見の交換、情報の交換等の連携を実施するものとする。

（緊急性等の確認）

第3条 甲は、乙に対し緊急患者空輸を要請するに先立ち、救命のため、患者の容体及び医師、看護師、准看護師、救急救命士又は助産師（以下「医師等」という。）の意見を聴取したうえ緊急性の有無、他の手段による速やかな輸送の可否等を確認するものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲が緊急患者空輸を要請しようとする場合には、乙に対して、文書をもってするものとする。ただし、緊急を要する場合には、電信又は電話によることができる。

2 前項ただし書きの場合においては、甲は事後において速やかに乙に対して文書を提出するものとする。

3 甲は第1項の要請において、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 要請担当者の職、氏名、電話番号
- (2) 現地担当者の職、氏名、電話番号
- (3) 患者の氏名、性別、年齢、住所
- (4) 患者の症状及び医師等の判断（特に緊急患者空輸の必要性に関する判断、感染症等に関する情報、緊急患者空輸に際し運航上の配慮を要する事項等）
- (5) 緊急患者空輸を要請する区間（離着陸場所、経路等）人数
- (6) 使用する医療器材の種類、個数、重量、寸法
- (7) 緊急患者空輸で付添人を要する場合は、人数、氏名、性別、年齢、患者との関係
- (8) その他参考となるべき事項

- 4 前項第5号の緊急患者空輸を要請する区間については、実施時期又は気象若しくは使用航空機等の状況により、活用する離着陸場所等を甲乙間の協議により変更できるものとする。
- 5 緊急患者空輸の到着地を甲外の都道府県に設定する場合、または、前項により到着地が甲外の都道府県に変更される場合、到着地における患者の引渡しに係る調整は甲が実施するものとする。

(医師等の搭乗)

- 第5条 甲は、原則として、緊急患者空輸の実施に際して医師を搭乗させるものとする。ただし、医師の人数が限られている場合その他正当な事由がある場合は、看護師、准看護師、救急救命士又は助産師をもって代えることができる。
- 2 甲は、やむを得ない場合、乙と協議のうえ航空機に医師等を搭乗させないことができる。
 - 3 甲は、医師等を搭乗させなかった際に、輸送中に患者に適切な処置ができず、これによって事故等が生じたときは、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、乙に責任はないことを確認する。

(派遣の判断)

- 第6条 乙は、緊急患者空輸の要請を受けた場合は、要請の内容に基づいて緊急患者空輸の可否について判断し、緊急患者空輸の必要性を認めた場合は、要請を受理するものとする。ただし、気象状況の急変等により緊急患者空輸の実施が困難と判断した場合は、要請を受理した後であっても当該緊急患者空輸を中断又は中止することができる。この際、乙は、速やかに甲に対して、その旨を通知するものとする。

(通知)

- 第7条 乙は、緊急患者空輸を実施する場合は、速やかに甲に次の事項を通知するものとする。
- (1) 使用航空機の機種・派遣人員
 - (2) 実施部隊の運航予定区間、運航予定時刻等
 - (3) 緊急患者空輸に際して準備を要する事項

(情報の交換)

- 第8条 甲及び乙は、緊急患者空輸の実施に際して必要な局地気象情報等、各種情報を迅速的確に把握し、相互に絶えず情報の交換を行うものとする。

(医師等の輸送)

- 第9条 医師等及び付添人の帰路の輸送は、行わないものとする。

(関係機関との協議)

第10条 甲及び乙は、緊急患者空輸の実施に係る関係機関と協議のうえ、関係機関との連絡方法など必要な事項を定めるものとする。

(離着陸訓練)

第11条 甲及び乙は、平素から病院等における離着陸訓練を調整・実施し、緊急患者空輸の実効性向上に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項を決定する必要がある場合は、その都度、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

第13条 乙の緊急患者空輸の実施に際して発生した航空事故による患者等の損害賠償については、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、甲がこれを負担する。

附 則

この協定は、令和3年3月22日から施行する。

この協定を締結した証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月22日

甲 山形県
山形県知事 吉村 美栄子



乙 陸上自衛隊第6師団
第6師団長 蛭川 利幸



大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村（以下「市町村」という。）において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村間の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供等
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (5) 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行うとともに、後日文書によって応援を行った市町村に速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(その他)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書44通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

協 定 者

市町村長 氏 名 印

(44市町村長連署)

大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について

- 1 本協定は、運用に当たっては県と十分連携を図ることとする。
- 2 第2条関係
協定書第2条に定める連絡担当課は別表1のとおりとする。
- 3 第3条関係
 - (1) 協定書第3条に定める応援調整市町村は別表2のとおりとする。
 - (2) 応援調整市町村の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ① 被災市町村の被害状況の収集と提供
 - ② 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び応援市町村との連絡
 - ③ 前2号に定めるもののほか必要な事項
- 4 第4条、第5条、第6条関係
 - (1) 応援に従事する者（以下「応援職員」という。）は、応急措置の実施については、被災地の市町村長の指揮の下に行動するものとする。
 - (2) 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。また、応援車両には、応援市町村名を表示する標章等を掲示し、連行するものとする。
 - (3) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
 - (4) 被災市町村は、災害の状況により必要に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与する。
- 5 第7条関係
 - (1) 阪神・淡路大震災においては、本県においても、多くの人的及び物的援助を行ったが、被害の甚大さに配慮し、かつ応援期間が短期間であったこともあり、〈建築確認業務等〉の長期派遣を除き、すべて自主的な応援として取り扱ったところである。
 - (2) 本協定は、法的義務を踏まえながら、甚大な被害が生じた県内市町村に対し、国、県及び隣県等の応援が円滑に行われるまでの初動時での迅速な対応に重点をおいたものである。そのため、被災地市町村の経費負担を原則としながらも、両者の協議による場合はこの限りではないものとする。
- 6 その他
 - (1) 市町村は、本協定の円滑な運用を図るため、平常時の連絡調整等を担当する幹事市町村を別表2に掲げる市町村として代表幹事を山形市とし、この運用に定めない事項で特に必要が生じた場合は、適宜担当課長会議を開催し、協議して定める。
 - (2) この運用は、平成7年11月20日から適用する。

別表 1

市町村名	担当課	課長	課長補佐	担当係長	担当者	災害用電話番号・ファックス番号		
						執務時間中		勤務時間外 (受信先名称)
						NTT	防災無線	
〇〇市町村						FAX	FAX	()

別表 2

応援調整市町村

被災地域	応援調整市町村						
	正	副					
東南村山地域	寒河江市	米沢市	村山市	長井市	新庄市	鶴岡市	酒田市
西村山地域	山形市	長井市	村山市	鶴岡市	米沢市	新庄市	酒田市
北村山地域	新庄市	山形市	寒河江市	米沢市	酒田市	長井市	鶴岡市
最上地域	村山市	酒田市	鶴岡市	山形市	寒河江市	米沢市	長井市
東南置賜地域	長井市	山形市	寒河江市	村山市	新庄市	鶴岡市	酒田市
西置賜地域	米沢市	寒河江市	山形市	鶴岡市	村山市	新庄市	酒田市
鶴岡地域	酒田市	寒河江市	新庄市	山形市	長井市	村山市	米沢市
酒田地域	鶴岡市	新庄市	村山市	寒河江市	山形市	長井市	米沢市

1. 応援調整市町村は、県消防防災課及び所轄区内支庁・地方事務所と連携して、各市町村との調整や、情報交換等を行うものとする。
2. 東南村山、西村山、北村山、最上、東南置賜、西置賜地域とは、それぞれの地方事務所の管内市町村とし、鶴岡、酒田地域とは、それぞれの消防本部の管内市町村とする。

大規模災害時の山形縣市町村広域相互応援に関する協定の運用について

- 1 本協定は、運用に当たっては県と十分連携を図ることとする
- 2 第2条関係
 - 協定書第2条に定める連絡担当課は別表1のとおりとする。
- 3 第3条関係
 - (1) 協定書第3条に定める応援協定調整市町村は別表2のとおりとする。
 - (2) 応援調整市町村の役割は、次のとおりとする。
 - ① 被災市町村の被害状況の収集と提供
 - ② 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び応援市町村との連絡
 - ③ 前2号に定めるもののほか必要な事項
- 4 第4条、第5条、第6条関係
 - (1) 応援に従事する者（以下「応援職員」という。）は、応急措置については、被災地の市町村長の指揮の下に行動するものとする。
 - (2) 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。また、応援車両には、応援市町村名を表示する標章等を掲示し、運航するものとする。
 - (3) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な衣服、当座の食料等を携行するものとする。
 - (4) 被災市町村は、災害の状況に応じ必要に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与する。
- 5 第7条関係
 - (1) 阪神・淡路大震災においては、本県においても、多くの人的、物的応援をお行ったが、被害の甚大さに配慮し、かつ応援機関が短期間であったこともあり<建築確認業務等>の長期派遣を除き、すべて自主的な応援として取り扱ったところである。
 - (2) 本協定は、法的義務を踏まえながら、甚大な災害が生じた県内市町村に対し、国、県及び隣接県等の応援が円滑に行われるまでの初動時での迅速な対応に重点をおいたものである。そのため、被災市町村の経費負担を原則としながらも、両者の協議による場合はこの限りではないものとする。
- 6 その他
 - (1) 市町村は、本協定の円滑な運用を図るため、平常時の連絡調整等を担当する幹事市町村を別表2に掲げる市町村として代表幹事を山形市とし、この運用で定めない事項で特に必要が生じた場合は、適宜担当課長会議を開催し、協議して定める。
 - (2) この運用は、平成7年11月20日から適用する。

別表 2

(平成11年5月12日改正)

1 大規模地震による災害発生時

被災地域		応援調整担当市		
		第1順位	第2位順位	第3順位
村山		鶴岡市	酒田市	新庄市
最上		上山市	米沢市	長井市
置賜		村山市	新庄市	鶴岡市
庄内	平野東縁地震	山形市	東根市	長井市
	県西方沖地震	新庄市	天童市	南陽市

2 大規模地震以外の災害発生時

被災地域		応援調整担当市		
		第1順位	第2位順位	第3順位
東南村山		寒河江市	南陽市	東根市
西村山		山形市	長井市	東根市
北村山		新庄市	天童市	寒河江市
最上		村山市	酒田市	鶴岡市
東南置賜		長井市	上山市	寒河江市
西置賜		米沢市	寒河江市	上山市
鶴岡		酒田市	寒河江市	新庄市
酒田		鶴岡市	新庄市	尾花沢市